

# 水密戸の統一解釈に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編  
鋼船規則検査要領 C 編, N 編, S 編及び R 編  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

## 改正事項

水密戸の統一解釈に関する事項

## 改正理由

IACS は、水密性が要求される戸に対し、SOLAS 条約第 II-1 章に規定される開閉表示装置や警報装置の要否といった詳細要件を取り纏めた IACS 統一解釈 SC156 を 2002 年に策定した。本会は同統一解釈を既に本会規則に取り入れている。

しかしながら 2002 年以降、SOLAS 条約の改正が度々行われてきたことから、こうした条約改正に対応するべく、同統一解釈を見直す必要性が生じた。また、満載喫水線条約や MARPOL 条約等、SOLAS 条約以外の条約における水密戸の要件についても考慮した上で、外部開口及び内部開口に設けられる水密戸の要件を、より包括的にわかりやすく参照できるよう、IACS において同統一解釈が改正された。

このため、IACS 統一解釈 SC156 (Rev.1)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 水密戸の開閉状態を示す開閉表示装置や警報装置の設置場所等に関する要件を統一解釈 SC156 (Rev. 1)に合わせて改めた。
- (2) 開口の閉鎖装置に対する要件を、隔壁甲板又は乾舷甲板に対する位置関係に基づき見直すと共に、外部開口及び内部開口それぞれに対する要件を、よりわかりやすく参照できるよう、表 C4.3.1 を改めた。
- (3) 防火戸としても使用される水密戸に対し、船橋での開閉状況確認と戸の傍への注意銘板掲示を、自己閉鎖型の戸とすることの代替手段としてよい旨規定した。
- (4) 統一解釈 SC156 及び SOLAS 条約第 II-1 章の要件のうち、異なる箇所に重複して取り入れられていた要件を削った。

## 改正条項

鋼船規則 C 編 4.3.1, 13.3.5, 33.2.1, 33.2.2  
鋼船規則 CS 編 4.3.1, 13.3.5  
鋼船規則検査要領 C 編 C4.3.1, C4.3.2, 表 C4.3.1, C13.3.1, C13.3.5, C13.3.6, C33.2.1, C33.2.2  
鋼船規則検査要領 N 編 N2.5.8, N2.7.1  
鋼船規則検査要領 S 編 S2.7.8, S2.9.2  
鋼船規則検査要領 R 編 R9.4.4  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 3 編 3.2.2